

# 施工条件明示の ガイドライン

平成30年4月



鹿児島県 薩摩川内市

# 目 次

1. 目的	1
2. 明示方法	1
3. 明示項目	1
4. 明示されない施工条件について	1
5. 今後の特記仕様書への記載方法	2
6. 施工条件の現場への反映	2
7. その他	2
8. 施工条件	3
9. 施工条件チェックリスト	4
10. 土木工事施工条件の明示項目の解説	10
11. 特記仕様書記載例	14

平成30年4月 初版

## 1. 目的

「工事」を施工するにあたって、制約をうける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

## 2. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で必ず明示するものとする。

また明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

## 3. 明示項目

- 1) 工程関係
- 2) 用地関係
- 3) 公害関係
- 4) 安全対策関係
- 5) 工事用道路関係
- 6) 仮設備関係
- 7) 残土・産業廃棄物関係
- 8) 工事支障物件等
- 9) 排水工(濁水処理を含む)関係

## 4. 明示されない施工条件について

土木工事は、不確定要素が多く、明示された施工条件について契約当初に明確にできないことや工事の実施期間中起こるべきすべての事柄を、明示できない制約がある。

明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであり、工事着手前における施工計画の段階等で発注者・受注者協議の上で、施工条件等を確認し、整理を行い、以後の設計変更に反映させるものとする。

## 5. 今後の特記仕様書への記載方法

各工事の特記仕様書に、「8 施工条件」（3 ページ）を必ず記載するものとする。

なお、「8 施工条件」は標準的な施工条件を各明示項目毎に記載したものであることから、掲載するにあたっては、「9 施工条件チェックリスト」（4 ページ）で各明示項目毎に条件を付さなければならないかどうかチェックし、該当する項目がある場合は、「10 特記仕様書記載例」（10 ページ）を参考に標準的な施工条件を書き換えて記載するものとする。

## 6. 施工条件の現場への反映

「9 施工条件チェックリスト」は、工事を発注した後の監督職員と請負業者の施工計画打ち合わせ等の参考資料とする。

## 7. その他

工事発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を「9 施工条件チェックリスト」で整理するとともに、積算に反映するものとする。

## 8. 施工条件

1. 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、契約変更の対象とする。

- 1) 工程関係
- 2) 用地関係
- 3) 公害関係
- 4) 安全対策関係
- 5) 工事用道路関係
- 6) 仮設備関係
- 7) 建設副産物関係
- 8) 工事支障物件等
- 9) 薬液注入乳関係
- 10) その他

### 〔記載要領〕

上記1) から10) について、「9 施工条件チェックリスト」により該当明示項目及び明示事項を選び、「10 特記仕様書記載例」を参考に特記仕様書を作成する。

## 9. 施工条件チェックリスト

明示 項目	明 示 事 項	該当 項目
工 程 関 係	<p>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響箇所</li> <li>・ 他の工事の内容</li> <li>・ 開始又は完了の時期</li> </ul> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限される施工内容</li> <li>・ 施工時期</li> <li>・ 施工時間</li> <li>・ 施工方法</li> </ul> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その協議内容</li> <li>・ 成立見込み時期</li> </ul> <p>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その項目</li> <li>・ 影響範囲</li> </ul> <p>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の着手時期</li> </ul> <p>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その項目</li> <li>・ 調査期間</li> </ul> <p>又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その移設期間</li> </ul> <p>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</p>	

明示 項目	明 示 事 項	該当 項目
用地 関係	<p>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その場所</li> <li>・ 範囲</li> <li>・ 処理の見込み時期</li> </ul> <p>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</p> <p>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その場所</li> <li>・ 範囲</li> <li>・ 時期</li> <li>・ 期間</li> <li>・ 使用条件</li> <li>・ 復旧方法等</li> </ul> <p>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その場所</li> <li>・ 範囲</li> <li>・ 時期</li> <li>・ 期間</li> <li>・ 使用条件</li> <li>・ 復旧方法等</li> </ul>	

明示 項目	明 示 事 項	該当 項目
公害 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> <li>・ 期間</li> </ul> </li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容(処理施設、処理条件等)</li> </ul> </li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前・事後調査の区分とその調査時期</li> <li>・ 未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ul> </li> </ol>	
安全 対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> <li>・ 期間</li> </ul> </li> <li>2. 鉄道, ガス, 電気, 電話, 水道等の施設と近接する工事での施工方法 作業時間等に制限がある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を 指定する場合又は発破作業等に制限がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> </ol>	

明示項目	明 示 事 項	該当項目
<b>工 事 用 道 路 関 係</b>	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その経路</li> <li>・ 期間</li> <li>・ 時間帯等</li> </ul> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その処置内容</li> </ul> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> <li>・ 期間</li> </ul> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul>	
<b>仮 設 備 関 係</b>	<p>1. 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> <li>・ 期間</li> <li>・ 条件等</li> </ul> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その構造</li> <li>・ その施工方法</li> </ul> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul>	

明示項目	明 示 事 項	該当項目
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残土の受入場所</li> <li>・ 仮置き場所までの距離、時間間等の処分及び保管条件</li> </ul> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その処理方法、</li> <li>・ 処理場所等の処理条件</li> </ul> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その受入場所、距離、時間等の処分条件</li> </ul>	
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支障物件名</li> <li>・ 管理者</li> <li>・ 位置</li> <li>・ 移設時期</li> <li>・ 工事方法</li> <li>・ 防護等</li> </ul> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その工事内容</li> <li>・ 期間等</li> </ul>	
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計条件</li> <li>・ 工法区分</li> <li>・ 材料種類</li> <li>・ 施工範囲</li> <li>・ 削孔数量</li> <li>・ 削孔延長</li> <li>・ 注入量</li> <li>・ 注入圧等</li> </ul> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul>	

明示 項目	明 示 事 項	該当 項目
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その保管及び仮置き場所</li> <li>・ 期間</li> <li>・ 保管方法等</li> </ul> </li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その品名</li> <li>・ 数量</li> <li>・ 現場内での再使用の有無引き渡し場所等</li> </ul> </li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その品名</li> <li>・ 数量</li> <li>・ 品質</li> <li>・ 規格又は性能</li> <li>・ 引渡場所</li> <li>・ 引渡期間等</li> </ul> </li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その施工方法</li> <li>・ 施工条件</li> </ul> </li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容</li> </ul> </li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その箇所</li> <li>・ 使用時期</li> </ul> </li> <li>9. 給水の必要のある場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取水箇所</li> <li>・ 方法等</li> </ul> </li> </ol>	

# 10. 土木工事施工条件の明示項目の解説

## 1) 工程関係

受注者は、工事受注後、速やかに施工計画を検討することとなるが、施工計画の目的とするところは、工事を安全に定められた品質で、所定の工期内に完了させることにある。

施工計画の大きな要素である工程計画については、当該工事の先行工事や後続工事と関連し、それらの実施工程の制約を受けるため十分調整を図る必要がある。

例えば、道路の改良工事に引き続き舗装工事が発注された場合、先行する改良工事において路床が完成しなければ後続する舗装工事は施工することができない。

このような場合、先行する路床工事の完了時期を明示することによって、舗装工事の円滑な実施が可能となる。

また、交通量の多い現道上で行う工事は、通常、施工時間や施工方法が制限される場合が多い。

このような場合には、制限される内容を明示することが重要である。

その他土木工事は、工事に関係する様々な機関と協議が必要となる場合が多い。

例えば、工事に使用する仮橋の設置等で河川管理者と、鉄道に近接する工事においては鉄道管理者と協議する場合などである。

これらの協議は、工事を発注する前に済ませておくことが望まれるが、様々な事情で工事と併行して協議をする場合もある。

このような場合においては、協議を併行してすすめていること、その成立の見込みについて明示しておくことが重要である。

また、事前の協議の結果、特定の条件が付された場合にはそれらの条件を明らかにしておくことも重要である。

## 2) 用地関係

工事用地(工事目的物を設置する用地)は、請負業者が工事を実施するために必要となる時期までに、発注者において確保することが、契約約款第2条において定められている。

しかし、工事を発注する時点までに、工事用地を発注者が確保しておくことが望ましいのであるが、やむを得ず一部の用地が未処理のまま発注される場合もある。

このような場合には、未処理部分の箇所と、処理の見込み時期を明らかにしておくことが必要である。

また、工事を実施するための仮用地（現場事務所や資材置場等、工事期間中必要となる用地）は、請負業者によって確保することが原則であるが、発注者が借り上げた土地や官有地等を使用させる場合もある。

例えば、河川工事等に用いる根固めブロックを製作、仮置するために官有地である河川の高水敷を使用させたり、橋梁の桁を製作するために買収済みの用地を使用させる場合がある。

このような場合には、使用させる場所や期間を明示しておくことが必要である。

### 3) 公害対策関係

土木工事は、屋外でしかも多くの機械、材料を組み合わせ工事目的物を築造するという性格から、第三者に与える影響も大きく、最近では工事に伴って発生する建設公害に対する住民の意識の向上もあって、土木工事の実施方法が社会問題となる場合もある。

工事を実施するために必要となる施工方法や機械設備の選択は、基本的に請負業者の任意にまかされている（契約約款第1条第3項）。

しかしながら、最近では、工事が施工される地域の事情に応じて発注者が公害防止の観点から特別の工法や機械設備等を考慮して、請負業者に義務付ける場合も多くなっている。

このような場合には、義務付ける施工方法、機械設備等の内容を明示しておくことが、必要となる。

特に施工途中において、第三者または外部の事業により、施工方法の内容を変更する場合があるので、これらについても十分に考慮する必要がある。

また、地域の特殊性から、工事の実施過程で第三者に被害が及ぶことが懸念される場合は、家屋等影響の及ぶ対象物の現況を事前に調査しておくことが事後の適正な被害額の算定に不可欠であり、このような場合には、事前調査の方法や範囲について明らかにしておくことが極めて重要である。

### 4) 安全対策関係

土木工事における安全対策は、第三者への影響、労働災害防止の観点から、近年社会的にも工事施工の上からも極めて重要な課題となっている。

このような観点から、国土交通省では、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」や橋梁架設工事等の工事の安全施工に係る具体的な留意事項を規定した「土木工事安全施工技術指針」等を策定し、事故防止に対する基準を定め、これら経費の的確な積算に努めている。

特に交通安全対策としての標識, 交通整理員, バリケード等の配置は, 安全確保のために不可欠なものであるとともに, これに要する費用も現場の条件等により異なる。また, 工期期間中も常に状況が変化することから, これらの変化に迅速かつ的確に対応するためには当初契約において適切に条件を明示しておくことが不可欠である。

また, 公共・公益施設と近接して工事を行う場合には, 施設の各管理者から安全対策上, 工法や作業時間について制限を加えられることが多い。

このような場合には, これらの制限内容を明らかにして円滑な工事の施工を図るべきである。

## 5) 工事用道路関係

土木工事の施工に必要な資材・機械等の運搬には, 一般道路と工事用に一時的に設置される仮道路が使用されるが, 一般道路については, その構造上, トレーラー等特殊車両の通行が規制されている区間がある。

また, 住宅密集地や商店街等においては, 工事用車両の通行可能時間等が制限される区間があり, これらについては, その制限内容を明らかにしておくことが必要である。

一方, 工事用道路については, 使用中, 使用後に維持補修が必要であり, これらの程度は, 工事期間中絶えず変化するものであるから, 当初契約において, 補足材料の量, 補修の回数等その程度を明示しておくことにより, 変更設計への迅速な対応が可能となる。

## 6) 仮設備関係

工事目的物を完成させるために必要な仮設備は, 設計図書に特別の定めがある場合を除いて, 請負業者がその責任において定めることとされている。(契約約款第1条第3項)。

すなわち, 任意仮設が原則となっている。

しかしながら, 河川堤防を開削して行う工事の締切工は, 堤防に代わる重要な構造物となるので, その構造, 材料, 施工方法等が発注者によって指定される。

また, 仮設備に用いる主要材料が一部指定されたり, 設計条件が示される場合がある。例えば, 土留工の主要部材の規格や締切工の設計水位等がこれにあたる。

また, 仮設備の一部又は全部を他工事に転用させたり, 他工事で築造された仮設備を兼用して使用する場合がある。

橋梁の仮設工事に用いた作業足場を, 床版工事に転用させる場合がこれにあたる。

このような場合には, これらの条件を適切に明示することが重要である。

## 7) 建設副産物関係

大都市とその周辺の建設工事現場から発生する残土や産業廃棄物の発生量は、年を追って増大する反面、その処理場の確保は一段と困難になり、社会問題ともなっている。

このような情勢下では、発注者は残土等の処理について真剣に取り組むべきであり、その処分方法については、指定処分を原則として考えるべきである。

特に最近では、大都市圏のみでなく地方においても大きな問題となっており、捨土条件等の処理条件を明確にしておくことが望まれる。

## 8) 工事支障物件等

工事現場に存する地上・地下の占有物件等の処理方法については、各管理者と協議した内容について明示しておくことが必要である。

特に地下の占有物件は取り扱いを誤ると思わぬ大事故の原因となるので、場所の確認、その処理方法について、各管理者と協議してその結果を明らかにしておくことが必要である。

また、占有物件の管理者が独自に行う工事と重複して施工する場合もあるので、占有工事の工期や工事内容について明示しておくことも必要である。

## 9) 薬液注入関係

薬液注入を行う場合は、その工法、また、材料の種類、注入量、削孔の数量、施工範囲を当初において明示する必要がある。

## 10) その他

都市部等で工事を行う場合、必要な工事用資機材等の保管及び仮置きについての場所、期間を明示することが必要である。

工事現場発生品がある場合にも、その材料名、数量、当該現場での使用の有無、納入場所等、また支給材料及び貸与品がある場合は、品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、期間等についても明示する。

工事用電力等を指定する場合もその内容を明示することとなる。

## 1 1. 特記仕様書記載例

明示事項	施工条件明示事例
<p>1 工程関係 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期</p>	<p>・ 本工事区間に一部重複して〇〇〇〇工事を平成〇年〇月ごろ発注する予定であるので、相互の連絡調整等を密にして行うこと。 なお、本工事の〇〇〇工については、平成〇年〇月〇日までに完成すること。</p>
<p>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法</p>	<p>・ 本工事の施工に当たっては、〇〇〇の〇〇部分は平成〇年〇月〇日で引き渡しをするものとする。</p>
<p>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期</p>	<p>・ 本工事区域の一部について埋蔵文化財発掘の必要があるので、(調査中であり)〇〇〇の〇〇〇工については調査終了後に施工するものとする。なお、調査完了時期は平成〇年〇月末の予定である。</p>
<p>他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</p>	<p>・ 本工事の盛土材は、〇〇〇〇〇改良工事現場から運搬されるが、その時期は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの予定である。</p>
<p>他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</p>	<p>・ 本工事の〇〇～〇〇区間(又は工種)については、現在〇〇と協議中であるが、平成〇年〇月の〇旬に協議が成立する見込みである。</p>
<p>他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</p>	<p>・ 本工事の施工で河川区域にかかる部分についての着手は平成〇年〇月〇日以降とし、平成〇年〇月〇日までに原形復旧するものとする。 但し、堤防開削の着手は平成〇年〇月〇日以降とする。</p>
<p>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</p>	<p>・ 本工事の期間は全体工事を〇〇日間とし、実工事期間は雨天休日等を見込み平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。また、平成〇年〇月〇日までは余裕工期とし、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。</p>

明 示 事 項	施 工 条 件 明 示 事 例
<p>2 用地関係 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事箇所の一部の用地については現在取得について交渉中であるが、平成〇年〇月までに取得できる予定である。なお、期日までに処理できず、工事内容に変更を伴う場合は、別途協議する。</li> <li>・ 本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間は、農作物の収穫が終わる平成〇年〇月〇旬まで着工してはならない。</li> <li>・ 本工事区間内のNo.〇〇からNo.〇〇の間については、現在〇〇森林管理署に使用許可を申請中であり、平成〇年〇月〇旬から使用できる予定である。</li> </ul>
<p>3 公害関係 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 〇〇〇工及び〇〇〇〇工</li> <li>・ 仮締切りの鋼矢板の施工については油圧式可変超高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブロハンマによる引抜きを見込んでいる。なお、現地の状況（土地利用、地質、周辺環境等）により、これにより難しい場合は、別途監督職員と協議するものとする。</li> <li>・ 工事施工に伴う騒音・振動・地下水の変動等により近隣家屋等に影響を及ぼすおそれがあるので、別添図面に示す範囲の〇〇戸について事前調査を行うものとし、調査方法は監督職員と協議するものとする。 なお、調査戸数を変更する必要がある場合は別途協議する。</li> </ul>

明 示 事 項	施 工 条 件 明 示 事 例
<p>4 安全対策関係 交通安全施設等を指定する場合は、その内容</p> <p>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容</p>	<p>・本工事における交通誘導員は、○箇所○人計上しているが、警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は別添協議する。</p> <p>本工事のうち JR○○線跨線橋下部工基礎杭の打込みは中掘工法とし、その施工時間は午後○○から午前○時までとする。</p> <p>・切土施工において落石防護柵を追加する予定であるので、施工にあたっては事前に監督職員と別途協議を行うこと。</p>
<p>5 工事用道路関係 一般道路を搬入路として使用する場合 仮設道路を設置する場合</p> <p>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容</p>	<p>・盛土材の運搬経路は土取場→主要地方道○○線→県道○線→現場とし、他の経路は通行してはならない。</p> <p>・○道○○号線は○○市と協議の結果○t 以上の工事車両の通行はしてはならない。</p> <p>・○○道○○線の○○地区は、日曜・祭日の工事作業車の運行は行わないものとする。</p> <p>・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、別添図面に示す区間については粉塵防止のために○回/日程度の散水を行うとともに路面維持に努めるものとする。なお、路面補修のため補修材を必要とするときは別途協議する。</p> <p>・仮設道路については、別添資料のとおり<math>W=○m</math> <math>L=○○m</math>で設置することとする。</p> <p>・本工事施工のために使用する○○仮道中間点付近の学童用通路横断箇所には、朝の通学時間帯5時間は交通整理員を配置するものとする。</p>

明 示 事 項	施 工 条 件 明 示 事 例
<p>6 仮設備関係 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 仮設備の構造及びその 施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法</p>	<p>・ 本工事で設置した足場は、引続き発注される〇〇床版版工事(平成〇年〇月発注予定)及び〇〇塗装工事(平成〇年〇月発注予定)に使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。</p>
	<p>・ 本工事(床版工事)は〇〇架設工事において設置した足場を使用するが、引続き発注される〇〇塗装工事(平成〇年〇月発注予定)にも使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。</p>
	<p>・ 本工事施工のために設置する〇〇仮橋は工事終了後も存置するものとする。</p>
	<p>・ 本工事施工のために必要な迂回路に架設する仮橋の構造は、別添図面のとおりとし、存置期間は平成〇年〇月〇日までとする。</p>
	<p>・ 〇〇取水路の施工にあたっては、鋼矢板〇型、矢板長<math>L = \text{〇} \text{ m}</math>、施工延長<math>L = \text{〇〇} \text{ m}</math> で締切ることとしている。</p>
	<p>・ 〇〇橋台工の土留工(親杭、横矢板の構造は図面表示)は、〇〇工法とするが、現地の再調査(機械ボーリング2本)を行い、その調査結果を監督職員に提出し、協議の結果、構造、工法等に変更がある場合は別途協議する。</p>

明 示 事 項	施 工 条 件 明 示 事 例
<p>7 残土・産業廃棄物関係 残土が発生する場合は、残土を処分する場所、距離、時間等の捨土条件</p> <p>建設副産物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件</p>	<p>・ 本工事により発生する残土は、〇〇市〇〇町大字〇〇地先、片道運搬距離〇〇kmの〇〇〇工事現場へ運搬するものとする。</p> <p>・ 残土は別添位置図の〇〇市〇〇町〇〇地先(片道運搬距離〇〇km)に運搬捨土するものとし、受入条件は下記のとおりとするが、これにより難しい場合は、別途協議する。 受入不適當なもの；粘性土、30 cm以上の岩、土砂以外の廃棄物 受入期間；午前9 時～午後5 時まで 但し、毎週日曜日及び祭日は受入を中止する。</p> <p>・ 本工事から発生するアスファルト塊は、〇〇市〇〇町〇〇地内(片道運搬距離〇〇km)、コンクリート塊は、〇〇市〇〇町〇〇地内(片道運搬距離〇〇km)の中間処理場(再資源化施設)に運搬するものとする。</p>
<p>8 工事支障物件等 地上、地下に占用物件等の工事支障物件が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法及び時期 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合はその内容</p>	<p>・ 〇〇工の施工にあたっては、〇〇管理の占用物件が支障となっているが、これらについては、平成〇年〇月〇〇日までに〇〇が移設する予定である。なお、予定どおり処理できなかったときは、別途協議する。</p> <p>・ 本工事区間において、現在〇〇が〇〇の占用物件埋設工事を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで行う予定であるので、工事施工にあたっては〇〇と十分工程の調整を行い慎重に施工するものとする。</p>
<p>9 排水工（濁水処理を含む）関係濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容</p>	<p>・ 本工事で発生する泥水については、〇〇工法によって濁水処理を行うものとし、処理後の排出水の基準値はPH〇〇～〇〇、SS〇〇以下とする。</p>
<p>10 その他 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等</p>	<p>在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。</p> <p>現場発生品名： 引き渡し場所：</p>